

第27次地方制度調査会第5回総会の会長発言骨子

平成15年4月30日
全国市長会

はじめに

本会は、地方自治の一層の進展を図るため、将来の地方自治制度のあり方について真剣に議論し、先般、「地方自治の将来像についての提言」とりまとめた。今後の最終的な答申に向けた審議の際の参考とされたい。

基礎的自治体のあり方

地方分権の担い手として、総合的な行政展開が可能となるよう行財政基盤の充実強化を図ることが必要であり、規模が様々な基礎的自治体の人口規模、能力、意欲に応じて、一層の事務・事業の移譲をさらに進めるとともに、税源移譲など都市財政基盤を確立することが必要。

市町村合併について

各市町村及び住民が合併を進める上で、共通の理解と適確な判断ができるよう、関係地域の人口や高齢化の見通し、交付税などの地方財政の将来見通し等についての情報提供がより積極的に行われることが必要。

合併特例法による財政措置については、その経過措置の中で、期限までに法定協議会の設置など手続きが一定段階まで進んでいて、合併が実現したものについても対象とするよう検討する必要。

離島等のように合併を望んでも客観的条件等によりそれが困難な市町村に対しては、社会基盤整備や支援措置などの条件整備を行う配慮が必要。

関係市町村間の合併協議が整わなかった市町村の合併の仕組みについては、強制的に合併させるという仕組みよりも、最終的には関係市町村の判断にゆだねるべきで、受け入れる側の市町村も含めた関係市町村の意見を尊重することを基本として、必要な調整の仕組み、手続きなどを設ける方向で検討することが適切。

基礎的自治体における住民自治充実のための自治組織の仕組みについて

いわゆる地域自治組織については、合併市町村に限らず、基礎的自治体における一般的な制度として創設することが適当。

制度としては多様な類型を設けつつ、自治体の判断で条例により必要な地域に任意に設置できるような制度とする方向で検討する必要。

その際地域住民のイニシアチブを尊重した制度設計とすることが重要。

大都市のあり方

地方自治全体の見直しの中で、新しい発想に立ち大都市機能の強化を進めていくことが重要な課題。大都市各々の特性や規模・能力・意欲等の違いに応じて個性を生かせる都市制度とすることが必要で、大都市自らの選択を可能とする制度とすること。

都道府県のあり方

将来、基礎的自治体が充実していくことなどを踏まえつつ、道州制など都道府県の将来のあり方について、今後、幅広く議論を行い、検討する必要。

当面の問題としては、市町村合併の進展により、都道府県の再編の議論が現実的となる地域も出てくると考えられるので、都道府県の自主的合併を行う場合の制度、手続などについて検討する必要。

地方税財政のあり方

税源移譲の早期実現

・地方分権改革の残された最大の課題は、税源移譲を核とした地方税財政基盤の充実強化であり、その早期実現が必要。三位一体の改革に当たっては、国から地方への税源移譲を行うことを基点にすることが最も重要。

国庫補助負担金の廃止・縮減

・財政面における国の関与を縮小し、地方公共団体の財政運営の自由度を高めるという観点が最も重要で、地方への負担転嫁は、あってはならない。
・国庫補助負担金を廃止・縮減しても引き続き事務事業が存続するものについては、税源移譲等により所要の財源措置を講じる必要。

地方交付税制度の改革

・地方交付税は、財源保障機能と財政調整機能の二つの機能を一体として果す仕組みで、国が地方公共団体に一定の行政水準を確保する仕組みが採られている以上、地方交付税制度は堅持する必要。